第９３号議案

朝霞地区一部事務組合の共同処理する事務の変更及び規約変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、令和９年４月１日から火葬場及び斎場の設置及び管理運営に関する事務を朝霞地区一部事務組合において共同処理する事務に加えるとともに、別紙のとおり同組合の規約を変更することについて議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

志木市長　香　川　武　文

提　案　理　由

朝霞地区一部事務組合において共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更について協議したいので、地方自治法第２９０条の規定により、この案を提出するものである。

別紙

朝霞地区一部事務組合規約の一部を変更する規約

朝霞地区一部事務組合規約（昭和３６年埼玉県指令３６地収第２２５８７号）の一部を次のように変更する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を加える。

改正後	改正前
（共同処理する事務） 第３条　組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(6)　　略 (7) 火葬場及び斎場の設置及び管理運営に関すること。	（共同処理する事務） 第３条　組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(6)　　略

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。